

**2011年日本政府年次報告**  
**「開発途上にある国を特に考慮した**  
**最低賃金の決定に関する条約（第131号）」**  
**（2006年6月1日～2011年5月31日）**

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告中、(2)の(i)中「(a)一般職の国家公務員。ただし、特定独立行政法人、国有林野事業及び日本郵政公社の職員については適用される」を「(a)一般職の国家公務員。ただし、特定独立行政法人及び国有林野事業の職員については適用される」に改める。

(3)を、以下の文章に改める。

「(3)減額特例（最低賃金法第7条）

使用者が都道府県労働局長（船員に関しては、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。））の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

(イ) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

(ロ) 試の使用期間中の者

(ハ) 職業能力開発促進法の認定を受けて行われる養成訓練を受ける者（船員を除く。）

(ニ) 軽易な業務に従事する者

(ホ) 断続的労働に従事する者（船員を除く。）

(ヘ) 所定労働時間の特に短い者（船員に限る。）」

(4)の(a)中、

「運輸大臣又は海運局長」を「国土交通大臣又は地方運輸局長」に、

「最低賃金法17条」を「最低賃金法第14条、第19条」に、

「船員の最低賃金に関する省令第10条」を「船員の最低賃金に関する省令第8条」に、

「最低賃金法第19条」を「最低賃金法第8条」に、

「船員の最低賃金に関する省令第11条」を「船員の最低賃金に関する省令第5条」に、

「最低賃金法施行規則第20条」を「最低賃金法施行規則第16条」に改める。

(5)中、

「海運局長」を「地方運輸局長」に、

「最低賃金法第 37 条から第 39 条まで」を「最低賃金法第 31 条から第 34 条まで、第 35 条第 2 項」に改め、  
「、並びに船員の最低賃金に関する省令第 14 条」を削り、  
「最低賃金法第 44 条から第 46 条まで」を「最低賃金法第 39 条から第 42 条まで」に改める。

〔第 1 条〕について

(1) 中「なお、船員については、1973 年 6 月 30 日現在決定されている最低賃金額（月額）は、職員約 70,000 円、部員約 41,000 円であり、提要をうける船員数は約 70,000 人」を「なお、船員については、別紙 2 のとおりである。」に改める。

〔第 2 条〕

(1) 中、  
「最低賃金法第 5 条第 1 項」を「最低賃金法第 4 条第 1 項」に、  
「最低賃金法第 5 条第 2 項」を「最低賃金法第 4 条第 2 項」に、  
「10,034,000 人（2005 年 8 月末現在）」を、「8,570,000 人（2010 年 6 月末現在）（労働組合法、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律、地方公営企業等の労働関係に関する法律）」に、改める。

(2) 中、  
「海運局長」を「地方運輸局長」に、  
「最低賃金法第 37 条から第 39 条まで」を「最低賃金法第 31 条から 34 条まで、第 35 条第 2 項」に改め、  
「、並びに船員の最低賃金に関する省令第 14 条」を削り、  
「最低賃金の適用を受ける労働者に対しその最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者は、2 万円以下の罰金に処する（最低賃金法第 44 条、罰金等臨時措置法第 2 条第 1 項）。」を「地域別最低賃金額及び船員に適用される特定最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50 万円以下の罰金（最低賃金法第 40 条）。特定最低賃金（旧産業別最低賃金）の不払いは、労働基準法違反として 30 万円以下の罰金（労働基準法第 120 条）。」に改める。

(3) 口中、  
「労働組合に所属している労働者数 995 万 6 千人（労働組合法、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法適用）。」を「上記（1）のとおり」に改める。

〔第 3 条〕

「最低賃金法第 3 条には、「最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。」と規定している。」を「最低賃金法第 9 条第 2 項には、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。」と規定しており、同条第 3 項では、「前項の労働者の生計費を考慮するに

当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と規定されている。

船員については、最低賃金法第 35 条第 3 項及び第 7 条で、「船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、船員に適用される特定最低賃金の決定、改正又は廃止の決定をすることができる。」と規定されている。」に改める。

#### 〔第 4 条〕

##### (1) 最低賃金決定制度の性質及び形態

イの「最低賃金審議会は、…平等の立場で参加している。」の paragraph の後に以下の paragraph を加える。

「船員の最低賃金を決定する際には、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会の審議を経、その意見を尊重して行うこととされており、関係使用者を代表する委員、関係船員を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する最低賃金専門部会を設置し、平等の立場で参加している。」

口中「最低賃金法第 5 条第 1 項」を「最低賃金法第 4 条第 1 項」に改める。

ハを以下の文章に改める。

「ハ 最低賃金は、次の方法によって決定される。

##### 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、最低賃金の決定をすることができる。」の記述を残し、次の記述を加える。

「船員については、国土交通大臣又は地方運輸局長は、一定の事業若しくは職業について、必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、最低賃金の決定をすることができる。」

##### (2) 運用方法中、

「運輸大臣又は海運局長」を「国土交通大臣又は地方運輸局長」に、

「最低賃金法 17 条及び船員の最低賃金に関する省令第 10 条」を「最低賃金法第 14 条、第 19 条及び船員の最低賃金に関する省令第 8 条」に、

「最低賃金法第 19 条、船員の最低賃金に関する省令第 11 条」を「最低賃金法第 8 条、船員の最低賃金に関する省令第 5 条」に、

「最低賃金法施行規則第 20 条」を「最低賃金法施行規則第 16 条」に、

「最低賃金及び最低工賃の決定については、別紙 1 および 2 のとお

りである。」を

「最低賃金の決定(一般労働者及び船員)については、別紙1および2のとおりである。」

に改める。

〔2〕2010年専門家委員会からの直接要請(ダイレクト・リクエスト)について

○条約第1条

【国家公務員】

最低賃金法の適用対象となっていない一般職の国家公務員の人数は、非現業国家公務員(常勤)等が約276,000人である。

なお、これらの国家公務員の給与は、法律に基づいて定められており、その給与改定は、政府は、民間準拠を基本に行われている人事院勧告制度を尊重する基本姿勢に立って、国政全般との関連につき検討の上方針を決定し、最終的には、法律として国民の代表で構成される国会で決定される。

具体的には、非現業国家公務員については、原則として人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)等によって給与が定められている。

【地方公務員】

一般職の地方公務員のうち、特定地方独立行政法人の職員及び地方公営企業法の適用を受ける職員については最低賃金法が適用されるため、最低賃金法の適用対象となっていない一般職の地方公務員の人数は、約2,487,000人である。

最低賃金法の適用対象となっていない一般職の地方公務員の給与は、地方公共団体において人事委員会勧告に基づき、又は、人事委員会を置いていない地方公共団体においては人事院勧告に基づく国の措置等を踏まえ、最終的には、条例として住民の代表で構成される議会で定められる。

※人事院勧告について

団体協約締結権及び争議権が認められていない一般職非現業国家公務員については、代償措置として、中立・第三者機関たる人事院が設けられている。

人事院は、国家公務員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための勧告を国会及び内閣に対して行うに当たり、社会情勢全般の把握、民間企業の給与等勤務条件の調査を行うこととしている。特に給与水準については、国家公務員全員及び全国の民間事業所従業員の給与実態調査を毎年行った上で(2010年度は国家公務員約26万人及び全国約11,100事業所の約45万人を調査)、官民給与について統計的手法に基づき精密な比較を行い、その給与較差を解消することにより官民の給与水準の均衡を図っている。この方式による国家公務員給与の改定は1960年以来長期間にわたり行われている。このような人事院勧告制度を通じ、適正な公務員給与が確保されている。

なお、日本政府は、人事院勧告制度及び人事院を廃止し、一般職の非現業国家公務員へ協約締結権を付与するための法案を本年の通常国会に提出している。同法案では、給与等の勤務条件を定める法律又は政令の制定改廃を要する事項につ

いて団体協約が締結された場合、内閣は当該団体協約の内容を反映した法律案の国会提出又は政令の制定改廃が義務付けられることとしている。（詳細については87号条約年次報告「3. 公務員制度改革」参照。）

新たな制度の下においても、現行制度と同様、一般職の非現業国家公務員に対して最低賃金法は適用されないが、上記の法案において、現行制度と同様、下記の内容を規定した上で、一般職の職員の給与に関する法律等によって給与を定める現行の仕組みを存置しており、最終的には国民の代表で構成される国会の決定により、適正な給与水準が確保されるよう措置している。

- ①給与等の勤務条件に関する基礎事項については、社会一般の情勢に適應するように、国会により変更することができること
- ②職員の給与は、生計費、民間における賃金その他の事情を考慮して定めること

#### ○第2条第1項

日本政府は、地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わない場合の罰則を、平成19年の最低賃金法改正（平成20年7月1日施行）で、50万円以下の罰金へと引き上げた。

#### ○第4条

特定最低賃金（旧産業別最低賃金）の改定については、別紙3-1～3-3を参照されたい。

特定最低賃金（旧産業別最低賃金）の改定は、地域別最低賃金より高い金額水準を設定しており、各産業の労使が申し出ることによって行われるものであるところ、

いくつかの産業では労使からの申出がないことから、その改定が行われていないところである。

#### ○第5条及び報告様式のV

本文及び別紙1～7の統計表等を参照されたい。

### 3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更のある内容は以下の通り。

#### 1. 関係行政機関

##### (1)

「最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者に対しては1万円以下の罰金に処する（最低賃金法第44条）。」を「最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者に対しては50万円以下の罰金に処する（最低賃金法第40条）。」に改める。

「あわせて両罰規定があり、違反行為をした者が法人又は人のために行行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても上記の罰金を科することとされている（最低賃金法第46条）。」を「あわせて両罰規定があり、違反行為をした者が法人又は人のために行

為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても上記の罰金を科することとされている（最低賃金法第42条）。」に改める。

「2006年3月31日現在、331労働基準監督書及び4支署に、3,752名の労働基準監督官が配置されている。」を「2011年3月31日現在、321労働基準監督署及び4支署に、3,135名の労働基準監督官が配置されている。」に改める。

パラ5（注：「労働基準監督官がその権限に基づいて行った臨検監督」で始まる）中「最低賃金法第5条」を「最低賃金法第4条」に改める。

(2)

「運輸省」を「国土交通省」に、「海上技術安全局」を「海事局」に、「海運監理部」を「運輸監理部」に、「海運支局」を「運輸支局及び海事事務所」に、「最低賃金法第40条」を「最低賃金法第35条第2項」に、「最低賃金法第38条、第39条、第40条」を「最低賃金法第32条、第33条、第35条第2項」に改める。

「2006年5月31日現在、9地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、157名の船員労務官が配置されている。」を「2011年3月31日現在、9地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、181名の船員労務官が配置されている。」に改める。

(4) を以下の文章に改める。

「・労働基準監督官が実施した臨検監督の件数、臨検監督時に認められた法律違反及び送致件数は以下の通り。

		2005	2006	2007	2008	2009	2010
最低賃金法第5条	監督件数	122,734	118,872	126,499	115,993	100,535	128,959
	違反件数	1,766	1,775	2,608	3,296	2,222	2,778
	送致件数	7	5	8	9	16	22
家内労働法第14条	監督件数	103	123	91	58	31	48
	違反件数	57	82	67	32	19	29
	送致件数	1	0	1	0	0	0

・2006年4月1日から2011年3月31日までに船員労務官が監査した船舶及び事業場の数は、27,337件であったが、最低賃金法の違反は発見されなかった。」

#### 4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

#### 5. 質問Ⅴについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおりである。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

表1 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(2011年3月31日現在)

決定方式	決定件数 (件)	適用労働者数 (百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金 (法第16条)	296	49,836
(1)地域別最低賃金	47	49,836
(2)産業別最低賃金	250	3,739
①厚生労働大臣決定分	1	-
②都道府県労働局長決定分	249	-
合計	297	49,836

(注) 適用労働者数は、平成18年事業所・企業統計調査等により算出した実質的な雇用労働者数である。

表2 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(2011年3月31日現在)

## (1)新産業別最低賃金

業種	決定件数 (件)	適用使用者数 (百人)	適用労働者数 (百人)
食料品・飲料製造業関係	7	4	172
繊維工業関係	10	16	243
木材・木製品製造業関係	1	1	10
家具・装備品製造業関係	1	1	17
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	2	152
印刷・同関連産業関係	2	14	126
塗料製造業関係	4	1	64
ゴム製品製造業関係	1	1	63
窯業・土石製品製造業関係	5	16	230
鉄鋼業関係	23	34	1,568
非鉄金属製造業関係	9	9	366
金属製品製造業関係	6	14	317
一般機械器具製造業関係	26	294	5,542
電気機械器具製造業等関係	46	303	12,371
輸送用機械器具製造業関係	34	182	8,617
精密機械器具製造業関係	9	14	425
小計	187	906	30,283
新聞・出版業関係	2	28	559
各種商品小売業関係	32	37	4,239
自動車小売業関係	24	231	2,213
自動車整備業関係	1	10	34
道路貨物運送業関係	1	2	23
小計	60	308	7,068
合計	247	1,214	37,351

## (2)従来の産業別最低賃金

木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	6	22
道路貨物運送業関係	1	1	4
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	3	8	30

## (3)新産業別最低賃金及び従来の産業別最低賃金

総合計	250	1,222	37,392
-----	-----	-------	--------

(注)

- 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 適用使用者数及び適用労働者数は、平成18年度事業所・企業統計調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。
- 従来の産業別最低賃金の道路貨物運送業関係の適用使用者数は49人となっている。
- 四捨五入の関係で合計が一致しないところがある。

## 船員の最低賃金決定状況

2011年3月末日 現在

		適用船員数 (人)		金 額 (月給) (円)	
		職 員	部 員	職 員	部 員
中央 決定 分	内航鋼船運航業	18,212	6,204	241,400 (224,950)	182,850 (173,700)
	海上旅客運送業	1,766	2,553	238,300 (184,200)	177,500
	遠洋まぐろ漁業	2,286		192,200(1人歩船員)	
	大型いかつり漁業	59		196,600(1人歩船員)	
地方 決定 分	内航鋼船運航業 及び木船運航業	4,087	1,453	241,700～241,400 (224,950) はしけ長 241,400	183,150～182,100 (173,700～172,950)
	海上旅客運送業	2,329	1,318	238,300～237,300	177,500～170,100
	沖合底びき網漁業	2,845		193,800～178,600(1人歩船員) ※179,400(1人歩船員)	
	大中型まき網漁業	3,662		192,200～182,500(1人歩船員) ※178,700～169,100(1人歩船員)	

- (注)1. 内航鋼船運航業及び木船運航業の職員は、若年船員とそれ以外の船員とに区分され、( )内が若年船員である。
2. 内航鋼船運航業及び木船運航業の部員は、経験3年以上と3年未満とに区分され、( )内が経験3年未満の者である。
3. 海上旅客運送業の職員は、事務部職員とそれ以外の職員とに区分され、( )内が事務部職員である。
4. ※印は、地域別最低賃金である。
5. 「1人歩船員」とは、雇用契約において、報酬の全部又は一部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たり基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。

第1-3表 特定(産業別)最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

## (1) 新産業別最低賃金

平成23年3月末日現在

業 種	決定件数(件)	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	4	172
織 維 工 業 関 係	10	16	243
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	1	10
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	1	17
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	3	2	152
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	14	126
塗 料 製 造 業 関 係	4	1	64
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	1	63
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	5	16	230
鉄 鋼 業 関 係	23	34	1,568
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	9	366
金 属 製 品 製 造 業 関 係	6	14	317
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	26	294	5,542
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	303	12,371
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	34	182	8,617
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	9	14	425
小 計	187	906	30,283
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	28	559
各 種 商 品 小 売 業 関 係	32	37	4,239
自 動 車 小 売 業 関 係	24	231	2,213
自 動 車 整 備 業 関 係	1	10	34
道 路 貨 物 自 動 車 運 送 業 関 係	1	2	23
小 計	60	308	7,068
合 計	247	1,214	37,351

## (2) 従来(の)産業別最低賃金

木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	6	33
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	1	4
全 国 非 金 属 鉱 業 ( 厚 生 労 働 大 臣 決 定 ) 関 係	1	1	4
合 計	3	8	41

## (3) 新産業別最低賃金及び従来(の)産業別最低賃金

総 合 計	250	1,222	37,392
-------	-----	-------	--------

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成18年事業所・企業統計調査、平成22年度最低賃金に関する実態調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

## (2)新産業別最低賃金(平成23年3月末日現在効力を有するもの)

(単位:円)

都道府県名	食料品、飲料製造業関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	-	763		H22. 12. 8
千葉県	-	806		H22. 12. 25
香川県	-	742		H22. 12. 15
宮崎県	-	657		H22. 12. 24
沖縄県	-	668	畜産食料品製造業	H22. 12. 5
沖縄県	-	676	糖類製造業	H22. 12. 8
沖縄県	-	671	清涼飲料、酒類製造業	H22. 12. 4

都道府県名	繊維工業関係			発効日
	日額	時間額		
石川県	-	716		H22. 12. 31
福井県	-	717	化学繊維を含む	H22. 12. 24
愛知県	-	732		H20. 12. 16
三重県	-	711		H16. 1. 18
滋賀県	-	696		H17. 12. 18
滋賀県	-	732	注1	H22. 12. 29
兵庫県	-	756		H22. 12. 1
兵庫県	-	751	繊維製品を含む	H21. 12. 1
徳島県	-	652		H15. 12. 21
熊本県	5, 176	647	繊維製品を含む	H12. 12. 25

都道府県名	造作材・合板・建築用組立材料製造業			発効日
	日額	時間額		
徳島県	-	773		H22. 12. 21

都道府県名	家具製造業			発効日
	日額	時間額		
山形県	5, 085	636		H10. 3. 4

都道府県名	パルプ・紙・紙加工品製造業関係			発効日
	日額	時間額		
富山県	5, 637	705		H7. 11. 24
静岡県	5, 952	744		H10. 12. 31
愛媛県	-	775		H22. 12. 25

都道府県名	印刷・同関連産業関係			発効日
	日額	時間額		
長野県	-	746		H22. 12. 31
京都府	-	765		H22. 12. 18

都道府県名	塗料製造業			発効日
	日額	時間額		
栃木県	-	846		H22. 12. 31
神奈川県	-	865		H22. 12. 20
大阪府	-	850		H22. 10. 31
兵庫県	-	869		H22. 12. 1

都道府県名	ゴム製品製造業			発効日
	日額	時間額		
静岡県	-	783		H22. 12. 27

都道府県名	窯業・土石製品製造業関係			発効日
	日額	時間額		
岐阜県	5, 708	714		H10. 12. 25
三重県	-	776		H23. 1. 8
滋賀県	-	817		H22. 12. 29
岡山県	-	804		H22. 12. 15
佐賀県	-	643		H22. 12. 19

都道府県名	鉄鋼業関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	-	814		H22. 12. 1
青森県	-	767		H22. 12. 21
岩手県	5, 714	715		H12. 12. 10
岩手県	-	717	金属製品を含む	H22. 12. 26
宮城県	-	780		H22. 12. 15
茨城県	-	793		H22. 12. 31
群馬県	-	795		H22. 12. 25
千葉県	-	846		H22. 12. 25
東京都	-	846		H22. 12. 31
神奈川県	-	851		H22. 12. 20
富山県	6, 024	753		H10. 12. 26
愛知県	-	862		H22. 12. 16
三重県	5, 907	739		H10. 12. 15
滋賀県	-	775		H16. 12. 18
大阪府	-	846		H22. 11. 30
兵庫県	-	849		H22. 12. 1
和歌山県	-	793		H22. 12. 30
島根県	-	753		H22. 12. 29
岡山県	-	818		H22. 12. 15
広島県	-	823		H22. 12. 31
山口県	-	808	非鉄金属を含む	H22. 12. 15
福岡県	-	824		H22. 12. 10
大分県	-	775		H22. 12. 25

都道府県名	非鉄金属製造業関係			発効日
	日額	時間額		
秋田	-	762		H22.12.26
福島	-	768		H22.12.18
埼玉	-	817		H22.12.9
神奈川	-	821		H22.12.20
富山	6,156	770		H12.12.26
静岡	-	812	鉄鋼を含む	H22.12.27
三重	-	796		H23.1.8
大阪	-	803		H22.11.30
大分	-	768		H22.12.25

都道府県名	金属製品製造業			発効日
	日額	時間額		
富山	-	770		H22.12.18
石川	6,102	763	注2	H11.12.26
石川	5,406	676	注3	H5.12.26
三重	-	793		H23.1.8
京都	-	824		H22.12.18
広島	-	790		H22.12.31

都道府県名	一般機械器具製造業			発効日
	日額	時間額		
山形	-	736		H22.12.25
茨城	-	778	注4	H22.12.31
茨城	5,805	726	注5	H11.12.31
栃木	-	789		H22.12.31
群馬	-	784		H22.12.25
千葉	-	823		H22.12.25
東京	-	832		H22.12.31
神奈川	-	844		H22.12.20
石川	-	811	金属製品、電気機器を含む	H22.12.31
福井	-	784		H22.12.24
長野	-	794	輸送用機器を含む	H22.11.27
愛知	-	838		H22.12.16
三重	-	762		H15.12.15
滋賀	-	818		H22.12.29
京都	-	822		H22.12.21
大阪	-	832	金属製品、輸送用機器を含む	H22.10.31
兵庫	-	830		H22.12.1
奈良	-	791		H22.12.25
島根	-	741		H22.12.24
岡山	-	798		H22.12.15
広島	-	796		H22.12.31
徳島	-	797		H22.12.21
香川	-	801		H22.12.26
愛媛	-	788		H22.12.25
佐賀	-	750		H22.12.29
長崎	-	768		H23.1.7

都道府県名	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	-	758		H22.12.9
青森	-	702		H22.12.21
岩手	-	701		H22.12.26
宮城	-	743		H22.12.15
秋田	-	705		H22.12.26
山形	-	723		H22.12.25
福島	-	723		H22.12.24
茨城	-	772	精密機器を含む	H22.12.31
茨城	5,786	723		H11.12.31
栃木	-	789		H22.12.31
群馬	-	782		H22.12.25
埼玉	-	821		H22.12.9
千葉	-	824		H22.12.25
東京	-	829	精密機器を含む	H22.12.31
神奈川	-	836		H22.12.20
新潟	-	786		H22.12.29
富山	-	737		H23.1.20
石川	-	754		H22.12.31
福井	-	745		H22.12.24
山梨	-	789		H22.12.24
長野	-	783	精密機器を含む	H22.12.11
岐阜	-	777		H22.12.17
静岡	-	796		H22.12.27
愛知	-	803		H22.12.16
三重	-	781		H23.1.8
滋賀	-	800		H22.12.29
京都	-	820		H22.12.18
大阪	-	811		H22.10.31
兵庫	-	794		H22.12.1
奈良	-	792		H22.12.25
鳥取	-	734		H23.1.20
島根	-	693		H23.1.5
岡山	-	734		H22.12.15
広島	-	755		H22.12.31
山口	-	736		H22.12.15
徳島	-	753		H22.12.21
香川	-	753		H22.12.26
愛媛	-	753		H22.12.25
高知	-	738		H22.12.30
福岡	-	782		H22.12.10
佐賀	-	713		H22.12.26
長崎	-	706		H23.1.7
熊本	-	699		H22.12.15
大分	-	703		H22.12.25
宮崎	-	691		H23.1.5
鹿児島	-	692		H23.1.5

項目 都道府県名	輸送用機械器具製造業関係			発効日
	日額	時間額		
北海道	-	760	注6	H22. 12. 1
北海道	5,684	711	注7	H12. 12. 1
秋田	-	740		H22. 12. 26
山形	-	738		H22. 12. 25
福島	-	757		H22. 12. 17
栃木	-	793		H22. 12. 31
群馬	-	784	建設機械を含む	H22. 12. 25
埼玉	-	832		H22. 12. 9
東京	-	832		H22. 12. 31
神奈川	-	839	建設機械を含む	H22. 12. 20
富山	-	791	注8	H22. 12. 22
石川	-	811		H22. 12. 31
山梨	-	798		H23. 1. 5
岐阜	-	815	自動車・同附属品	H22. 12. 17
岐阜	-	865	航空機・同附属品	H22. 12. 17
静岡	-	823	一般機械器具を含む	H22. 12. 27
愛知	-	844	建設機械を含む	H22. 12. 16
三重	-	818	建設機械を含む	H23. 1. 8
滋賀	-	820		H22. 12. 29
京都	-	830	建設機械を含む	H22. 12. 18
大阪	-	829		H22. 11. 30
兵庫	-	869		H22. 12. 1
島根	-	743		H22. 12. 26
岡山	-	817	自動車・同附属品	H22. 12. 15
岡山	-	781	船舶製造・修理業, 船用機関	H22. 12. 19
広島	-	781	自動車・同附属品	H22. 12. 31
広島	-	821	船舶製造・修理業, 船用機関	H22. 12. 31
山口	-	782		H22. 12. 15
香川	-	811		H22. 12. 15
愛媛	-	800		H22. 12. 25
福岡	-	805		H22. 12. 10
長崎	-	783		H23. 1. 5
熊本	-	749		H22. 12. 15
大分	-	753		H22. 12. 25

項目 都道府県名	精密機械器具製造業関係			発効日
	日額	時間額		
岩手	-	705		H32. 12. 26
山形	5,070	634	電気機器を含む	H8. 1. 10
福島	-	756		H23. 1. 26
栃木	-	789	電気機器を含む	H22. 12. 31
埼玉	-	829		H22. 12. 9
千葉	-	808		H22. 12. 25
愛知	-	792		H22. 12. 16
滋賀	-	805		H22. 12. 29
兵庫	-	796		H22. 12. 1

項目 都道府県名	新聞・出版業関係			発効日
	日額	時間額		
東京	-	827		H22. 12. 31
沖縄	-	737		H22. 11. 26

都道府県名	項目	各種商品小売業		
		日額	時間額	発効日
青森	森	-	695	H22.12.21
岩手	手	-	708	H23.3.1
茨城	城	-	744	H22.12.31
栃木	木	-	755	H22.12.31
埼玉	玉	-	790	H22.12.9
千葉	葉	-	782	H22.12.25
東京	京	-	792	H21.12.31
新潟	潟	-	738	H22.12.19
福島	井	-	747	H22.12.24
長野	野	-	751	H22.12.31
静岡	岡	-	775	H22.12.27
愛知	知	-	785	H22.12.16
滋賀	賀	-	747	H22.12.29
京都	都	-	772	H23.1.6
大阪	阪	-	768	H21.11.30
兵庫	庫	-	766	H22.12.1
鳥取	取	-	694	H23.2.11
岡山	山	-	743	H22.12.15
広島	島	-	764	H22.12.31
愛媛	媛	-	696	H22.12.25
福岡	岡	-	710	H14.12.10
大分	分	-	683	H22.12.25
宮崎	崎	-	674	H23.1.5
沖縄	縄	-	664	H22.11.28

都道府県名	項目	自動車小売業関係		
		日額	時間額	発効日
青森	森	-	733	H22.12.21
岩手	手	-	726	H22.12.26
宮城	城	-	746	H22.12.15
秋田	田	-	725	自動車部分品・附属品を含む H22.12.26
福島	島	-	753	H22.12.9
埼玉	玉	-	831	H22.12.9
千葉	葉	-	815	H22.12.25
神奈川	川	-	836	H22.12.20
新潟	潟	-	786	自動車部分品・附属品を含む H22.12.29
富山	山	-	769	H23.1.20
愛知	知	-	787	自動車部分品・附属品を含む H17.12.16
京都	都	5,926	741	H9.12.21
京都	都	6,007	750	新車 H13.12.20
大阪	阪	-	818	H22.11.30
兵庫	庫	-	811	H22.12.1
奈良	良	-	792	H22.12.25
島根	根	-	711	H23.1.5
広島	島	-	775	H22.12.31
福岡	岡	-	797	H22.12.10
大分	分	-	711	H22.12.25
宮崎	崎	-	708	H23.1.5
鹿児島	島	-	710	H22.12.24
沖縄	縄	-	666	H22.11.27

都道府県名	項目	百貨店, 総合スーパー		
		日額	時間額	発効日
富山	山	-	759	H22.12.8
石川	川	-	766	H22.12.31
和歌山	山	-	741	H22.12.30
島根	根	-	704	H22.12.12
山口	口	-	710	H21.12.15
福岡	岡	-	755	H22.12.10
熊本	本	-	696	H22.12.15
鹿児島	島	-	672	H23.1.8

都道府県名	項目	自動車整備業関係		
		日額	時間額	発効日
山形	形	-	740	H22.12.25

都道府県名	項目	一般貨物自動車運送業		
		日額	時間額	発効日
高知	知	-	910	H19.6.2

注1 紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製造業  
 注2 洋食器・刃物・手道具・金物類・金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、木ねじ等又はその他の金属製品製造業  
 注3 洋食器・刃物・手道具・金物類、建設用・建築用金属製品、金属プレス製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、木ねじ等又はその他の金属製品製造業  
 注4 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業及び産業用ロボット製造業を  
 注5 繊維機械製造業を除く  
 注6 船舶製造・修理業(木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。)又は船体ブロック製造業  
 注7 鋼船製造・修理業、船体ブロック製造業、船艇製造・修理業  
 注8 玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業

(3) 従来の産業別最低賃金

(単位：円)

目 都道府県名	項	木材・木製品・家具・装備品製造業		
		日額	時間額	発効年月日
奈良		6,527	816	H1. 1. 25

目 都道府県名	項	道路貨物運送業		
		日額	時間額	発効年月日
高知		-	720	H19. 6. 2

## 平成22年度地域別最低賃金時間額改定状況

都道府県名	答申最低賃金時間額 【円】		引上げ額 【円】	発効年月日
北海道	691	( 678 )	13	平成22年10月15日
青森	645	( 633 )	12	平成22年10月29日
岩手	644	( 631 )	13	平成22年10月30日
宮城	674	( 662 )	12	平成22年10月24日
秋田	645	( 632 )	13	平成22年11月3日
山形	645	( 631 )	14	平成22年10月29日
福島	657	( 644 )	13	平成22年10月24日
茨城	690	( 678 )	12	平成22年10月16日
栃木	697	( 685 )	12	平成22年10月7日
群馬	688	( 676 )	12	平成22年10月9日
埼玉	750	( 735 )	15	平成22年10月16日
千葉	744	( 728 )	16	平成22年10月24日
東京	821	( 791 )	30	平成22年10月24日
神奈川	818	( 789 )	29	平成22年10月21日
新潟	681	( 669 )	12	平成22年10月21日
富山	691	( 679 )	12	平成22年10月27日
石川	686	( 674 )	12	平成22年10月30日
福井	683	( 671 )	12	平成22年10月21日
山梨	689	( 677 )	12	平成22年10月17日
長野	693	( 681 )	12	平成22年10月29日
岐阜	706	( 696 )	10	平成22年10月17日
静岡	725	( 713 )	12	平成22年10月14日
愛知	745	( 732 )	13	平成22年10月24日
三重	714	( 702 )	12	平成22年10月22日
滋賀	706	( 693 )	13	平成22年10月21日
京都	749	( 729 )	20	平成22年10月17日
大阪	779	( 762 )	17	平成22年10月15日
兵庫	734	( 721 )	13	平成22年10月17日
奈良	691	( 679 )	12	平成22年10月24日
和歌山	684	( 674 )	10	平成22年10月29日
鳥取	642	( 630 )	12	平成22年10月31日
島根	642	( 630 )	12	平成22年10月24日
岡山	683	( 670 )	13	平成22年11月5日
広島	704	( 692 )	12	平成22年10月30日
山口	681	( 669 )	12	平成22年10月29日
徳島	645	( 633 )	12	平成22年10月16日
香川	664	( 652 )	12	平成22年10月16日
愛媛	644	( 632 )	12	平成22年10月27日
高知	642	( 631 )	11	平成22年10月27日
福岡	692	( 680 )	12	平成22年10月22日
佐賀	642	( 629 )	13	平成22年10月29日
長崎	642	( 629 )	13	平成22年11月4日
熊本	643	( 630 )	13	平成22年11月5日
大分	643	( 631 )	12	平成22年10月24日
宮崎	642	( 629 )	13	平成22年11月4日
鹿児島	642	( 630 )	12	平成22年10月28日
沖縄	642	( 629 )	13	平成22年11月5日
全国加重平均額	730	( 713 )	17	

注 括弧書きは、平成21年度地域別最低賃金額

平成23年3月末日 現在

最低賃金	地域別最低賃金			47件	
	特定 (産業別) 最低賃金	新産業別最低賃金	都道府県労働局長決定分		
		247件	労働協約ケース 117件 公正競争ケース 130件	247件	
	297件	250件	厚生労働大臣決定分		0件
			旧産業別最低賃金	都道府県労働局長決定分	
			3件	厚生労働大臣決定分	1件

(注)労働協約ケース:同種の基幹的労働者の1/2以上に最低賃金に関する労働協約が適用されており、協約締結当事者である労又は使の全部の合意による申出によるもの。

公正競争ケース:事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合であって、当該産業別最低賃金が適用される労又は使の全部又は一部を代表するものによる申出によるもの。

第1-2表 決定方式別の決定件数及び適用労働者数の推移

事項別 年度	合計		最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金					労働協約に基づく 地域的最低賃金		
			地域別最低賃金		特定(産業別)最低賃金			件数 (件)	適用労働者数 (千人)	
	件数 (件)	適用労働者数 (千人)	件数 (件)	適用労働者数 (千人)	件数 (件)	うち従来の 産業別最低 賃金(件)	適用労働者数 (千人)			
13	300	50,240	47	50,240	251	3	(0)	4,130	2	1
14	298		47		249	3	(0)	4,034	2	1
15	298		47		249	3	(0)	4,090	2	1
16	299		47		250	3	(0)	4,097	2	1
17	298		47		249	3	(0)	4,023	2	1
18	299	49,836	47	49,836	250	3	(0)	4,017	2	1
19	299		47		250	3	(0)	3,727	2	1
20	300		47		251	3	(0)	3,806	2	1
21	299		47		250	3	(0)	3,820	2	1
22	297		47		250	3	(0)	3,739	-	-

(注)

- 1 当該年度末現在において効力を有する最低賃金の決定件数及びその適用労働者数である。
- 2 特定(産業別)最低賃金については、厚生労働大臣決定分を含む。
- 3 適用労働者数は、事業所・企業統計調査等の結果に基づき推計した適用労働者数である。  
なお、地域別最低賃金の適用労働者数については、事業所・企業統計調査の本調査が5年ごとに行われているため、同調査の結果報告があった平成13年及び平成18年のみ掲載している。  
一方、特定(産業別)最低賃金については、5年ごとに実施される事業所・企業統計調査、毎年実施される最低賃金に関する実態調査の結果を加味して毎年推計し、掲載している。
- 4 従来の産業別最低賃金欄の( )内は、当該年度中に廃止された件数である。
- 5 労働協約に基づく地域的最低賃金については、平成22年6月30日をもって廃止。

## 地域別・特定(産業別)最低賃金時間額の全国加重平均額の推移

平成23年3月末日現在  
(単位:円)

			平成22年度	平成21年度		
地域別最低賃金			730 (47)	713 (47)		
対前年上昇率(%)			2.38	1.42		
特定(産業別)最低賃金	新産業別最低賃金	製造業	食料品・飲料製造業関係	725 (7)	720 (7)	
			繊維工業関係	723 (10)	720 (10)	
			木材・木製品製造業関係	773 (1)	770 (1)	
			家具・装備品製造業関係	636 (1)	636 (1)	
			パルプ・紙・紙加工品製造業関係	747 (3)	746 (3)	
			印刷・同関連産業関係	758 (2)	754 (2)	
			塗料製造業関係	857 (4)	851 (4)	
			ゴム製品製造業関係	783 (1)	776 (1)	
			窯業・土石製品製造業関係	743 (5)	737 (5)	
			鉄鋼業関係	829 (23)	820 (23)	
			非鉄金属製造業関係	803 (9)	796 (9)	
			金属製品製造業関係	771 (6)	765 (6)	
			一般機械器具製造業関係	813 (26)	807 (26)	
			電気機械器具製造業等関係	783 (46)	775 (46)	
			輸送用機械器具製造業関係	821 (34)	813 (34)	
			精密機械器具製造業関係	784 (9)	777 (9)	
			小計	801 (187)	793 (187)	
			非製造業	新聞業・出版業関係	826 (2)	818 (2)
				各種商品小売業関係	762 (32)	758 (32)
	自動車小売業関係	794 (24)		787 (24)		
	自動車整備業関係	740 (1)		733 (1)		
	道路貨物運送業関係	910 (1)		910 (1)		
	小計	778 (60)		772 (60)		
合計			796 (247)	789 (247)		
対前年上昇率(%)			0.91	0.39		
従来の産業別最低賃金			805 (2)	806 (2)		
総合計			796 (249)	789 (249)		
全国を適用地域として決定されている新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)			(0)	(0)		
全国を適用地域として決定されている従来の産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)			5,772 (1)	5,772 (1)		

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定(産業別)最低賃金の全国加重平均時間額であり、( )内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。